平成２１年（フ）第３９０９号
大阪市西区江戸堀１丁目26番18―501号
破産者　山根　秀夫
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３９号
大阪市生野区北３丁目12番12号金沢マンション303
破産者　濵　　克洋
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７４号
大阪府八尾市高町２番29号
破産者　藤原美香代（旧姓岩本・大山）
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０３号
大阪市都島区都島南通２丁目10番12―601号
破産者　近池　喜昭
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７８５号
大阪市浪速区元町２丁目７番24号上垣ビル604号
破産者　甲斐田和照
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９０号
大阪市鶴見区浜５丁目１番46―1401号
破産者　三木　威夫
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８８４号
大阪市住吉区長居東１丁目27番７―504号
破産者　峰　　旦
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０２号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目６番９号302号
破産者　十八屋こと　重松圭一郎
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７１号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目９番40号
破産者　小柳　章子（旧姓岩下）
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１７８号
香川県東かがわ市小海1857、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東４丁目16番９号
破産者　岡田　成生
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１８８号
堺市西区浜寺諏訪森町東３丁372番地松萬マンション203号、開始決定時の住所大阪府豊中市上新田２丁目４番37号
破産者　正城　澄子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２０号
神戸市中央区生田町３－２―22　２Ｆ北、外国人登録原票上の住所神戸市中央区北野町１丁目５番25号　アンビエンテ北野401号
破産者　施　　蓮宗
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２２号
神戸市中央区宮本通２丁目１番30号エルパラッツォアウローラ301号、従前の住所神戸市垂水区小束山本町４丁目２番14号
破産者　中村　忠雄
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目５番15―103号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目２番１号すみれ荘７号
破産者　藤原　　進
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２４号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目25番７号
破産者　若樹　太郎
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―207号
破産者　竹吉　敏子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市南清水36番１―611号、前住所兵庫県尼崎市猪名寺１丁目29番33号
破産者　植田　栄治
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７８号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目５番15―201号
破産者　大林　朝子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６５号
奈良県天理市櫟本町3108番地２
破産者　齋藤　徳子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所